

## 土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この告示は、土浦市中心市街地活性化基本計画（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項の規定により認定された計画をいう。）において目標としているまちなか居住人口の増加を達成するため、当該計画で定められた区域（第3条第1項第1号において「中心市街地区域」という。）において賃貸住宅を新築する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、土浦市補助金等交付規則（平成13年土浦市規則第36号。第11条及び第13条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「賃貸住宅」とは、賃貸の用に供する長屋又は共同住宅であって、次の各号のいずれにも該当する住宅をいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合していること。
- (2) 1棟につき賃貸の用に供する住戸（以下この条及び次条第3項において「住戸」という。）が4戸以上あること。
- (3) 住戸1戸当たりの専用部分の床面積が40平方メートル以上であり、かつ、2以上の居室を有し、玄関、台所、水洗便所、浴室及び給湯設備を有すること。
- (4) 市営住宅、県営住宅その他の公的住宅でないこと。
- (5) 組立式仮設住宅でないこと。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中心市街地区域に賃貸住宅を新築するものであること。
- (2) 現に居住又は所在する地の市区町村民税（次条第2号及び第8条第7号において「市区町村民税」という。）の滞納がないこと。
- (3) 補助金の交付を受けようとする賃貸住宅の新築について、国又は地方公共団体による移転補償金又は助成等を受けていないこと。
- (4) 賃貸住宅に店舗等を併設する場合は、当該店舗等が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる営業又は同条第6項から第11項まで若しくは第1

3項に規定する営業の用に供するものでないこと。

- (5) 同一年度内にこの告示に基づく補助金の交付の申請を行っていないこと。
- (6) 法人その他の団体にあつてはその役員等（無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人、清算人をいう。次号において同じ。）及びこれらの2親等以内の親族を、個人にあつてはその2親等以内の親族を賃貸住宅に入居させないこと。ただし、これらの者が区分所有する住居に入居する場合を除く。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）、暴力団員等と密接な関係を有する者及びこれらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体でないこと。

2 補助金の交付の対象となる経費は、賃貸住宅の新築に係る工事（以下「新築工事」という。）に要する経費とする。

3 補助金の額は、住戸1戸当たり100万円とする。ただし、賃貸住宅1棟につき1,500万円を上限とする。

（新築工事の認定申請）

第4条 補助金の交付の対象となる新築工事の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、新築工事に着手する日の1か月前までに土浦市まちなか賃貸住宅新築工事認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 賃貸住宅の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、床面積求積図及び敷地面積求積図
- (2) 市区町村民税の納税証明書その他の滞納がないことを証する書類
- (3) 法人の場合にあつては、定款の写し及び登記事項証明書
- (4) 新築工事に係る見積書の写し
- (5) 新築工事に着手する前の現場写真
- (6) 借地の場合にあつては、賃貸借契約書その他の当該土地を使用する権利を有することを証する書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（新築工事の認定決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、

認定（不認定）を決定したときは、土浦市まちなか賃貸住宅新築工事認定（不認定）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による認定の決定の通知を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該通知を受けた日から起算して6か月以内に認定の対象となった新築工事（以下「認定工事」という。）に着手しなければならない。（認定工事の内容変更等）

第6条 認定事業者は、認定工事の内容を変更しようとするとき、又は認定工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、土浦市まちなか賃貸住宅認定工事変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認又は不承認を決定したときは、土浦市まちなか賃貸住宅認定工事変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により認定事業者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

- （1）認定工事の対象となる賃貸住宅が第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- （2）認定事業者が第3条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- （3）認定事業者が第5条第2項に規定する期間内に認定工事に着手しなかったとき。
- （4）認定事業者が偽りその他不正の手段により認定の決定を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、土浦市まちなか賃貸住宅新築工事認定取消決定通知書（様式第5号）により認定事業者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする認定事業者は、認定工事が完了し、賃貸住宅の所有権保存登記（以下「登記」という。）が完了した日から起算して90日を経過する日までに、土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1）建築基準法第7条第5項の検査済証

- (2) 賃貸住宅の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、床面積求積図及び敷地面積求積図
- (3) 賃貸住宅の登記事項証明書
- (4) 認定工事に係る請負契約書等の写し。ただし、認定事業者が自ら施工した場合を除く。
- (5) 認定工事に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写し
- (6) 認定工事中及び認定工事後の賃貸住宅の写真（玄関、台所、水洗便所、浴室及び給湯設備の確認ができるものに限る。）
- (7) 市区町村民税の納税証明書その他の滞納がないことを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定及び補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査するものとし、補助金を交付することを決定し、及び補助金の額を確定したときは、土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付決定兼補助金額確定通知書（様式第7号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付請求書（様式第8号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第11条 第8条第1号から第6号までに掲げる書類の提出をもって、規則第12条第1項に規定する実績報告がされたものとみなす。

(賃貸住宅の管理)

第12条 補助事業者は、登記が完了した日から10年間、賃貸住宅の用途を変更し、又は賃貸住宅を取り壊してはならない。ただし、災害その他補助事業者の責めに帰することができない場合であって、当該賃貸住宅を引続き管理することが困難であると市長が認めたときは、この限りでない。

2 補助事業者は、登記が完了した日から10年間、賃貸住宅の所有権を第三者に移転してはならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、規則に定めるもののほか、前条の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により当該補助金の交付の決定を取り消した補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、規則第17条第1項の規定により補助事業者に補助金の返還を命じた場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、同条第2項の加算金及び同条第5項の延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（関係書類の保存）

第14条 補助事業者は、認定工事に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、登記が完了した年度の翌年度から起算して10年間これを保存しなければならない。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者については、第10条及び第12条から第14条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

（申請先）土浦市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

土浦市まちなか賃貸住宅新築工事認定申請書

賃貸住宅の新築工事の認定を受けたいので、土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付要項第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

建物の名称			
建物の所在地			
建物の所有者	住所		
	氏名		
	連絡先		
建物の敷地	地番	(敷地面積： m <sup>2</sup> )	
	所有	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借地	
	借地の場合	借地期間	年 月 日から 年 月 日まで
		土地所有者	住所
氏名			
延床面積等	延床面積	m <sup>2</sup> （共有部分： m <sup>2</sup> ）	

構造・戸数等	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	階数・戸数	<input type="checkbox"/> 共同住宅 階 戸	
	その他	併設店舗 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	区分所有する住居 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
住戸形式	住戸形式	× 戸（1戸当たり m <sup>2</sup> ）	（例 2LDK×2戸）
	住戸形式	× 戸（1戸当たり m <sup>2</sup> ）	
	住戸形式	× 戸（1戸当たり m <sup>2</sup> ）	
駐車場の整備	台数	台	
新築工事 施工者	業者名		
	住所		
	代表者 氏名		
	電話		
新築工事 実施予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
入居開始 予定月日	年 月 日		
工事見積金額	円（土地取得費を除く）		

#### 添付書類

- (1) 賃貸住宅の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、床面積求積図及び敷地面積求積図
- (2) 市区町村民税の納税証明書その他の滞納がないことを証する書類
- (3) 法人の場合にあっては、定款の写し及び登記事項証明書
- (4) 新築工事に係る見積書の写し
- (5) 新築工事に着手する前の現場写真
- (6) 借地の場合にあっては、賃貸借契約書その他の当該土地を使用する権利を有することを証する書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

殿

土浦市長



土浦市まちなか賃貸住宅新築工事認定（不認定）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった賃貸住宅の新築工事について、土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付要項第5条第1項の規定により、下記のとおり認定（不認定）を決定したので通知します。

記

1 認定する賃貸住宅

建物の名称	
建物の所在地	
補助金見込額	円
新築工事 予定期間	年 月 日～ 年 月 日

2 認定の条件

- (1) 土浦市補助金等交付規則及びこれに基づく市長の指示に従うこと。
- (2) 土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付要項の定めに従うこと。

3 不認定の場合

理由

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（申請先）土浦市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

土浦市まちなか賃貸住宅認定工事変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で認定決定のあった認定工事について、土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付要項第6条第1項の規定により、下記のとおり認定工事の変更（中止・廃止）の承認を申請します。

記

- 1 認定工事に係る建物の名称
  
- 2 区分
  - 認定工事の内容の変更
  - 認定工事の中止
  - 認定工事の廃止
  
- 3 認定工事の内容の変更の場合
  
- 4 認定工事の中止又は廃止の場合  
中止又は廃止の理由

第 号  
年 月 日

殿

土浦市長



土浦市まちなか賃貸住宅認定工事変更（中止・廃止）承認  
（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定工事の変更（中止・廃止）  
について、土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付要項第6条第2項の規  
定により、下記のとおり承認（不承認）を決定したので通知します。

記

- 1 認定工事に係る建物の名称
- 2 承認する認定工事の内容の変更
- 3 不承認  
不承認の理由

第 号  
年 月 日

殿

土浦市長



土浦市まちなか賃貸住宅新築工事認定取消決定通知書

年 月 日付け 第 号で認定決定のあった認定工事  
について、土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付要項第7条第1項の規  
定により認定を取り消したので、同条第2項の規定により下記のとおり通知  
します。

記

- 1 認定工事に係る建物の名称
- 2 取消しの理由

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

（申請先）土浦市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付申請書

年 月 日付け 第 号で認定決定のあった認定工事について、土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金の交付を受けたいので、土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付要項第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

認定工事	第 号	
建物の名称		
建物の所在地		
建物の所有者	住所	
	氏名	
	連絡先	
建物の敷地	地番	(敷地面積： m <sup>2</sup> )
	所	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借地

	有				
	借地の場合	借地期間	年 月 日から	年 月 日まで	
		土地所有者	住所		
			氏名		
延床面積等	延床面積	m <sup>2</sup> (共有部分 : m <sup>2</sup> )			
構造・戸数等	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	階数・戸数	<input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸			
	その他	併設店舗	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		区分所有する住居	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
住戸形式	住戸形式	× 戸 (1戸当たり m <sup>2</sup> )	(例 2LDK×2戸)		
	住戸形式	× 戸			
	住戸形式	× 戸			
駐車場の整備	台数	台			
賃借料予定額	住戸形式	月額	円		
	住戸形式	月額	円		
	住戸形式	月額	円		
新築工事 施工者	業者名				
	住所				
	代表者氏名				

	電 話	
新築工事 実施期間		年 月 日から 年 月 日まで
入居開始 予定月日		年 月 日
総事業費		円（土地取得費を除く）

#### 添付書類

- (1) 建築基準法第7条第5項の検査済証
- (2) 賃貸住宅の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、床面積求積図及び敷地面積求積図
- (3) 賃貸住宅の登記事項証明書
- (4) 認定工事に係る請負契約書等の写し。ただし、認定事業者が自ら施工した場合を除く。
- (5) 認定工事に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写し
- (6) 認定工事中及び認定工事後の賃貸住宅の写真（玄関、台所、水洗便所、浴室及び給湯設備の確認ができるものに限る。）
- (7) 市区町村民税の納税証明書その他の滞納がないことを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第7号（第9条関係）

第 年 月 日  
号

殿

土浦市長



土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付決定兼補助金額確定  
通知書

年 月 日付けで申請のあった土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金について、土浦市補助金等交付規則第5条第1項及び第13条の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定し、及び補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 認定工事に係る建物の名称
- 2 認定工事に要した経費 円
- 3 補助金の対象となる住戸の個数 戸
- 4 補助金交付決定額及び補助金確定額 円

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

（請求先）土浦市長

請求者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

印

土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定した土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金について、土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付要項第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

2 振込先口座

金融機関名		本店・支店名 等	
預金種目		口座番号	
口座名義人	フリガナ		

第 号  
年 月 日

殿

土浦市長



土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金について、土浦市まちなか賃貸住宅建設費補助金交付要項第13条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したので、同条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 認定工事に係る建物の名称
- 2 取消しの理由